

調査の概要

1 調査の目的

2013年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の体系

調査の種類	調査の地域	調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面漁業調査 (漁業経営体調査) (以下、「海面漁業経営体調査」という。)	海面に沿う市 (岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市)	漁業経営体(海面) (ただし、年間海上作業 従事日数30日未満の 個人経営体を除く。)	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計調査 (面接調査も可能)

3 調査期日

平成25年11月1日現在で実施した。

4 用語の説明

漁業経営体 過去1年間(平成24年11月1日～平成25年10月31日)に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。
ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営組織 漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体 個人で漁業を自営する経営体をいう。

団体経営体 個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、共同経営、その他に区分している。

会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。

漁業協同組合 水協法第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

共同経営 二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

その他 都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層 漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

(1) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。

大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

(2) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。

上記(1)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。

漁業層

沿岸漁業層 漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層 動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

大規模漁業層 動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

海上作業 (1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。

(2) 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。

(3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

(4) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。

(5) 養殖業（海上養殖施設での養殖）では、次の作業をいう。

ア 漁船を使用しての養殖施設までの往復

イ いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し

ウ 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

漁業種類

主とする漁業種類 漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

営んだ漁業種類 漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

地方選定漁業種類 都道府県別に重要な漁業種類を独自に細分化・選定したものをいう。

<参考>岡山県の主な漁業種類

漁業種類	内 容	例示（地方名称）
小型底びき網	総トン数 15 トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業	えびこぎ網 あみこぎ網 等
船びき網	海底以外の中層若しくは表層をえい網する網具（ひき回し網）又は停止した船にひき寄せる網具（ひき寄せ網）を使用して行う漁業	さわら船びき網 いかなご船びき網 ごち網 等
その他の刺網	流し網又は刺網を使用して行う漁業で、さけ・ます流し網及びかじき等流し網以外のもの	さわら流し網 建網 等
小型定置網	定置網であって大型定置網及びさけ定置網以外のもの	つぼ網 ます網 等
その他の網漁業	網漁業で前記以外のもの	投網 四つ手網 すくい網 等
その他のはえ縄	はえ縄を使用して行うまぐろはえ縄以外の漁業	あなごはえ縄 うなぎはえ縄 等
ひき縄釣	ひき縄を使用して行う漁業	さわらひき釣 たちうおひき釣
その他の釣	はえ縄以外の釣漁業であってかつお一本釣、いか釣及びひき縄釣以外のもの	まきえ釣 たこ釣 等
潜水器漁業	潜水器を使用して行う漁業	
採貝・採藻	採貝：小型底びき網、潜水器漁業以外の貝をとることを目的とする漁業 採藻：潜水器漁業以外の海藻をとることを目的とする漁業	あさり採貝 等 あおさとり わかめとり 等
その他の漁業	針、ほこ、もり、かぎでとるもの等、該当する漁業種類がないもの	たこつぼ縄 ほこ突き 等

個人経営体の 専兼業分類

専業 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

第1種兼業 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

基幹的漁業従事者 個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

自営漁業の後継者 満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

漁業就業者 満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

漁船 過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。

無動力漁船 推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船 無動力漁船に船外機（取り外しのできる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。

動力漁船 推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置）については動力漁船とした。

5 利用にあたって

(1) 数値

ア 本報告書の数値は確定値であり、「2013年漁業センサス調査結果概要（速報）」に掲載した概数値とは若干異なることがある。

イ 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計とその内訳を合計した値とが一致しない場合がある。

(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」 該当数値のないもの。

「▲」 負数又は減少したもの。

「X」 個人、法人又はその他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

「nc」 計算不能のもの。

6 内容に関する問い合わせ先

岡山県総合政策局統計分析課経済統計班

TEL 086-226-7261(直通)

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/detail-38681.html>